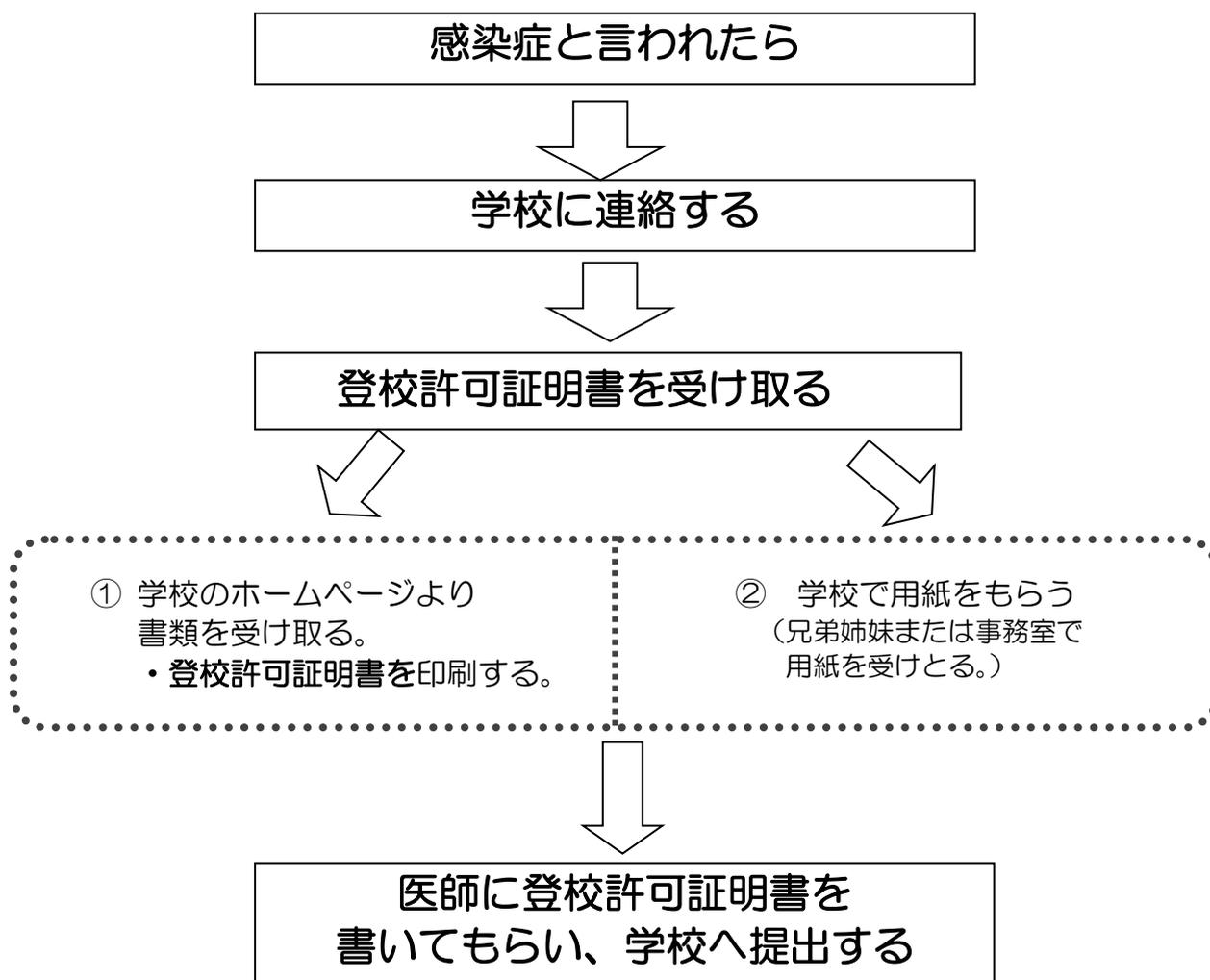


『 出席停止書類の受け取り方 』



インフルエンザと診断されたら・・・

出席停止となりますので、欠席にはなりません。医療機関で記入していただく「登校許可証明書」は**ありません**が、学校長の出す「出席停止について」という文章を発行して**出席停止扱い**となります。ホームページで印刷するか学校まで取りに来てくださるようお願いいたします。(兄弟姉妹のいる人にはお渡しします)
 ※「出席停止について」についています、インフルエンザ登校証明書は、医師の許可が出て登校する場合に、保護者が記入し担任まで提出してくださるようお願いいたします。

登校の基準

発症した後5日を経過、かつ解熱した後2日を経過するまでですが、医療機関の指示に従ってください。
 ※ 出席停止の期間の基準(例)

水 1	木 2	金 3	土 4	日 5	月 6	火 7	水 8	木 9
● 発症	①	②	③	④	⑤	○ 登校		
			解熱	①	②			
					解熱	①	②	○ 登校

水曜日に発症した場合、水曜日を0日目と数えます。
 土曜日までに解熱すれば、月曜日まで出席停止で火曜日から登校できます。
 月曜日に解熱した場合は、木曜日から登校できます。

発症した日、熱が下がった日の翌日が1日目となります。